

平成20事業年度

業務実績報告書

独立行政法人 航空大学校

# 目 次

## 第1編 業務運営評価のための報告

I	はじめに	2
II	業務運営に関する報告	3
1.	中期目標の期間	3
2.	業務運営の効率化に関する事項	3
3.	国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する事項	10
4.	財務内容の改善に関する事項	24
5.	その他業務運営に関する重要事項	32

## 別添資料一覧（別冊）

### ■ 業務運営評価報告関係資料

資料番号 資料タイトル

- |   |   |   |                                  |
|---|---|---|----------------------------------|
| 1 | － | 1 | F I H S（運航情報提供システム）の概要           |
| 1 | － | 2 | 新給与システムの導入について                   |
| 1 | － | 3 | 職員の国等との人事交流                      |
| 1 | － | 4 | 整備管理情報のオンライン化について                |
| 1 | － | 5 | コスト分析                            |
| 2 | － | 1 | 追加教育の検証                          |
| 2 | － | 2 | 小型機特性データ収集<br>騒音値基礎研究            |
| 2 | － | 3 | シラバス新旧                           |
| 2 | － | 4 | 脚機構視聴覚教材整備の概要                    |
| 2 | － | 5 | 資質の高い学生の確保                       |
| 2 | － | 6 | 総合安全推進方針<br>平成20年度安全業務計画<br>厳重注意 |
| 2 | － | 7 | 民間操縦士養成機関連絡会議の開催状況               |
| 2 | － | 8 | 航空思想の普及・啓発のための行事                 |
| 3 | － | 1 | 予算、収支計画及び資金計画の年度計画額に対する実績額の差額    |
| 3 | － | 2 | 平成20年度随意契約内訳                     |

## 第 1 編

### 業務運営評価のための報告

## I はじめに

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日、国土交通省独立行政法人評価委員会決定・平成18年3月9日国土交通省独立行政法人評価委員会改定）に基づき、独立行政法人航空大学の平成20年度の事業運営評価のために提出する。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期計画において中期目標期間における項目の目標が具体的な数値（目標値）により設定され、かつ、年度計画において当該年度における当該項目の目標が目標値により設定されている場合とそれ以外の場合について、概ね次の形式で報告する。

### 《目標値が設定されている場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」

中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」

年度計画における目標値 大項目－中項目－小項目「タイトル」

#### ① 年度計画における目標値設定の考え方

#### ② 実績値及び取組み

#### ③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由

#### ④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

### 《上記以外の場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」

中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」

年度計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」

#### ① 年度計画における目標設定の考え方

#### ② 当該年度における取組み

#### ③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## II 業務運営に関する報告

### 1. 中期目標の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間

### 2. 業務運営の効率化に関する事項

#### (中期目標)

#### 2. 業務運営の効率化に関する事項

業務運営の効率化に資するため、教育に係るコスト構造の明確化を図るとともに、教育の質の低下を招くことなく、以下の事項を達成すること。

##### (1) 組織運営の効率化

乗員養成に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、教育業務全般の精査・見直しを行い、以下の措置を講ずることにより、職員の削減を含めた組織のスリム化を図ること。

- ① 整備業務の更なる民間委託等を推進すること。
- ② 運航管理業務の民間委託等を推進すること。
- ③ 管理業務の精査・見直しを行い、効率化を図ること。

#### (中期計画)

#### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### (1) 組織運営の効率化

教育業務、教育支援業務（運用業務、整備業務）及び管理業務のそれぞれについて精査を行い、エアラインパイロット養成事業の目的に照らして教育内容、教育体制のあり方も含めた業務の見直しを図るものとし、以下の措置を活用した効率化を段階的に推進することにより、これらの業務に従事する常勤職員数を中期期間中に約10%程度削減する。

- ① 整備業務の民間委託を継続するとともに、整備管理業務の一部（年間整備計画の策定業務、法定検査業務、部品管理業務、仕様変更等による技術管理業務及び品質管理業務等）についても民間委託等を図る。
- ② 運航管理業務のうち飛行計画業務、運航情報業務、気象情報業務、対空通信業務、運航調整業務等の民間委託等を図る。
- ③ 事業運営の合理化・適正化を図ることにより、管理業務の精査・見直しを実施する。

#### (年度計画における目標値)

#### 1. 業務運営の効率化に関する年度計画

##### (1) 組織運営の効率化に関する年度計画

教育業務、教育支援業務（運用業務、整備業務）及び管理業務について、以下のとおり見直しを行い、年度末までに常勤職員数を2名削減する。

さらに、テレビ会議システムを活用し、3校間の連携強化を一層推進することにより、組織運営の効率化を図る。

- ① 整備業務の民間委託を継続するとともに、技術管理業務を中心に整備管理業務の一部の民間委託等を推進する。
- ② 運航管理業務の一部についてさらに民間委託化することにより、同業務の効率化を推進する。
- ③ 継続して内部事務の簡素化、集約化を実施することにより、管理業務の効率化を図る。

### ① 年度計画における目標設定の考え方

教育業務、教育支援業務（運用業務、整備業務）及び管理業務について下記により見直しを行うことにより、常勤職員数2名の削減を図ることとした。

- ① 整備事業者が航空法に基づく整備検査認定事業所であり、かつ長年にわたる航大機の整備実績を有していることから、技術管理業務の見直しを行い効率化を図る。
- ② 19年度に導入した運航管理情報提供システム（F I H S）の活用によりさらなる業務の効率化を図る。
- ③ 事務管理部門において、事務の簡素化、集約化を図る。

### ② 実績値及び取組み

各業務について以下のとおり見直しを行い、20年度においては常勤職員数2名を削減した。また、テレビ会議システムにより、航大会議の開催（毎月）の他、学生が課程を修了際の教官間での申し送り事項の調整など、3校間の連携強化を推進した。

- ① 整備委託先の技術力、長年にわたる航大機の整備実績を踏まえ、19年度まで行っていた整備作業に使用される整備作業手順書の審査・承認を届け出方式に変更した。これにより、整備管理業務の効率化を図った。
  - ② 19年度に導入した運航情報提供システム（F I H S）の活用による業務の見直しを行い運航管理業務の効率化を図り、常勤職員1名を削減した。
- 【資料1-1参照】**
- ③ 新給与システムを導入し事務の簡素化、効率化を図り、また、座学教育体制を見直し、一部の講義を外部講師で対応することで常勤職員1名削減を削減した。

**【資料1-2参照】**

### ③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ① 整備検査認定事業所とは、航空法第20条に基づき整備及び検査の能力が国交省令で定める技術上の基準に適合するものとして認定されている事業所のことをいう。

**(中期目標)**

2. 業務運営の効率化に関する事項

(2) 人材の活用

乗員養成業務に必要な役職員を確保するとともに、本中期目標期間より非公務員型の独立行政法人へ移行することを踏まえ、国または大学、民間等との人事交流を促進することにより、内部組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。

**(中期計画)**

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 人材の活用

エアラインパイロットの養成に必要な役職員を確保するとともに、内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、各事業年度において職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。

**(年度計画における目標値)**

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(2) 人材の活用に関する年度計画

内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。

**① 年度計画における目標値設定の考え方**

内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、過去の人事交流実績により10%程度に設定した。

**② 実績値及び取組み**

内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約24%（28人）について、国等との人事交流を行った。

**【資料1-3参照】**

**③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

※航空大学校の役職員数119名

(内 訳)

役員3名（理事長、監事2名）

教頭、分校長2名

管理部門職員57名（企画室、事務局長、総務課、会計課、教務課、整備課、運用課）

実科教官45名、学科教官11名



(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化

これまで以上、より一層の合理化・適正化・質の向上に向けた取り組みを推進すること。

① 教育・訓練業務の効率化

教育・訓練業務の効率化を図るため、現行の養成期間（2年間）を維持しつつ、学科教育科目及び教育時間の再編を行うとともに、実技教育の充実を行うことにより、教育・訓練の効率化及び適正化を図ること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化

① 教育・訓練業務の効率化

イ 学科教育においては、宮崎学科課程の教育時間を現行の735時間から約510時間程度に、多発・計器課程については現行の205時間から約150時間程度にそれぞれ短縮するとともに、宮崎学科課程の養成期間を現行の6ヶ月から4ヶ月に短縮する。

ロ 実科教育においては、多発・計器課程における実機による操縦演習を現行の65時間から約70時間程度に充実させるとともに、同課程の養成期間を現行の6ヶ月から8ヶ月に延長する。

(年度計画)

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(3) 業務運営の効率化に関する年度計画

① 教育・訓練業務の効率化

平成19年度から開始した多発・計器課程の新シラバスについて、操縦演習の充実及び養成期間の効果を検証する。

① 年度計画における目標設定の考え方

- ・ 中期計画に基づく、宮崎学科課程の短縮に伴う影響の検証を行うことで今後の学科課程の充実を図る。
- ・ 新シラバスを開始することにより多発・計器課程における操縦演習の充実を図る。

② 当該年度における取組み

仙台（多発・計器）課程を修了した学生について、教官の評価等により新シラバスによる教育訓練の検証を行った。その結果、学科教育については、C B T（Computer Based Training）の充実等実習教材の活用や飛行前後のブリーフィングの充実により到達レベルを維持できた。また、実科教育については、期間・時間を延長した分、実機による演習が増え、技量を着実に習得できた。特に高性能な多発訓練機への移行については、スムーズに訓練ができるようになった。

### ③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・単発事業用課程と多発・計器課程では、使用している訓練機（以下のとおり）のエンジンの数、仕組み、性能が大幅に異なるため、訓練機の移行に当たり、座学や飛行訓練装置による教育訓練が相当程度必要になる。

単発事業用課程：ビーチクラフト式A36型 単発レシプロ機

多発・計器課程：ビーチクラフト式C90A型 双発ターボプロップ機

#### （中期目標）

#### 2. 業務運営の効率化に関する事項

##### （3）－② 教育支援業務の効率化

運用業務及び整備業務の場におけるITの活用を一層推進することにより、教育支援業務の効率化を図ること。

#### （中期計画）

#### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### （3）－② 教育支援業務の効率化

##### イ. 運用業務の効率化

国土交通省の運用する新CADINシステムを計画的に導入し、有効活用することにより運航管理業務の効率化を図る。

##### ロ. 整備業務の効率化

大学校と訓練機の整備委託先等との間をオンライン化し、整備管理情報等の共有化を推進することにより、整備業務の効率化を図る。

#### （年度計画）

#### 1. 業務運営の効率化に関する年度計画

##### （3）－② 教育支援業務の効率化

イ. 運航管理業務における危機管理マニュアルを電子化することにより業務の効率化を図る。

ロ. 整備委託先等との情報オンライン化に基づき、平成19年度のハードウェア整備に引き続きソフトウェアを整備する。

### ① 年度計画における目標設定の考え方

・非常事態が発生した場合、運用職員がとるべき対応措置をペーパーレス化し、即座に見ることができるようにする。

・整備管理業務の効率化を図るため、訓練機の整備委託先等との情報オンライン化に向け策定した計画に基づき、ソフトウェアの整備を図る。

## ② 当該年度における取組

イ. 運航管理業務における事故処理マニュアルの電子化を図った。

ロ. 本校及び分校において、既存のソフトウェアを活用し、運航及び整備計画等の業務について、整備委託先、整備課及び操縦教官とのオンライン化を開始した。

【資料 1 - 4 参照】

(中期目標)

2 - (3) 業務運営の効率化

③ 一般管理費の縮減

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制すること。

(中期計画)

1 - (3)

③ 一般管理費の縮減

業務の効率化等により一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制する。

(年度計画における目標値)

1 - (3) 業務運営の効率化に関する年度計画

③ 一般管理費の縮減

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成18年度予算の当該経費相当分から6%程度抑制する。

## ① 年度計画における目標値設定の考え方

中期目標及び中期計画期間中に見込まれる一般管理費総額(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除いた初年度の一般管理費に5を乗じた額。)を6%程度抑制するため、一般管理費の節約努力目標値を中期計画予算設定ルールにおける一般管理費の効率化係数と同等の3%を設定した。

## ② 実績値及び取組み

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について平成20年度予算内で執行した。

（中期目標）

2－（3）業務運営の効率化

④ 業務経費の削減

業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制すること。

（中期計画）

1－（3）

④ 業務経費の削減

業務の効率化等により業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制する。

（年度計画における目標値）

1－（3）業務運営の効率化に関する年度計画

④ 業務経費の削減

業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成18年度予算の当該経費相当分から2%程度抑制する。

## ① 年度計画における目標値設定の考え方

中期目標及び中期計画期間中に見込まれる業務経費総額（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除いた、初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制するため、業務経費の節約努力目標値を中期計画予算設定ルールにおける業務経費の効率化係数と同等の1%を設定した。

## ② 実績値及び取組み

業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成20年度予算内で執行した。

（中期目標）

2－（3）業務運営の効率化

⑤ 教育コストの分析・評価

適切な教育コストの把握・抑制に資するため、コスト構造の明確化を図ること。

(中期計画)

1 - (3)

⑤ 教育コストの分析・評価

教育業務及び教育支援業務等に係る経費の分析・評価を行い、教育コストとそれ以外のコストを区別・把握することにより、教育コストの抑制に努める。

(年度計画)

1 - (3) 業務運営の効率化に関する年度計画

⑤ 教育コストの分析・評価

教育コストについてさらに分析の方法を検討し、同コストの効率化を図る。

① 年度計画における目標設定の考え方

教育コストを各業務毎に細分化し、航空大学校におけるコスト構造を明確にする。

② 当該年度における取組み

特別勘定が一般勘定に統合されたために、平成19年度以前に計上していた特別勘定経費についても統合整理した。また、各校の経費について、支払いベースでの分析・評価を行った。

平成20年度以降の飛行時間の増加及び職員の削減を見こした資源配分に努めた。

【資料1-5参照】

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

大学校が航空輸送における基幹的要員となる操縦者を継続的に養成することが、我が国における安定的な航空輸送の確保に資することに鑑み、以下の施策を実施することにより教育の質の向上を図ること。

- ① エアラインパイロットに要求される知識、技能等を的確に把握するとともに、教育内容及び教育体制等を充実すること。また、乗員養成における教育技法等の向上及び標準化を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

- ① 航空会社と積極的に意見交換等を行い、エアラインパイロットに求められる知識・技能等を把握する。また、エアラインパイロット経験者を招聘し、教育内容及び教育体制等の充実を図る。教育従事者に対して定期的な教育技法等の向上のため研修を実施するとともに、操縦教官については技能審査を毎年1回実施する。

(年度計画における目標値)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 教育の質の向上に関する年度計画

- ①・航空会社との意見交換会を年1回以上実施し、エアラインパイロットに求められる知識・技能を把握する。
- ・エアラインパイロット経験者を教官として招聘する。
  - ・コーチング研修、各種セミナー及び学会主催研修会等に参加することにより教官研修の充実を図る。
  - ・操縦教官の技能審査を各人1回実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

航空輸送の基幹操縦要員を安定して養成する目的から、基礎教育課程として学生に付与すべき教授内容を明らかにするため、次の方策を目標として設定する。

- ・エアラインパイロットに求められる知識・技能の最新の状況を把握するため、航空会社との意見交換会を年1回以上実施する。
- ・エアラインパイロット経験者を教官として招聘し情報の共有を図る。
- ・教官研修の充実のため、年一回以上、コーチング研修、各種セミナー等に参加させる。
- ・教育技法の向上と標準化のため、操縦教官の技能審査を各人年1回実施する。

② 実績値及び取組み

- ・航空大学の卒業生との懇談会等を開催し、自社養成と卒業生との比較についての意見交換等を行った。(4月、5月)また、航空会社との意見交換会を実施した。(6月、3月)
- ・エアラインパイロット経験者1名が仙台分校に教官として在籍し、エアラインにおける実運航に基づく知見を教官及び学生に教授した。
- ・コーチングの一環として学生教育に資する目的で面接技法に係る講習会に参加した。また、CRM特別講義や学会主催の研究会、各種セミナーに教官が参加した。
- ・全操縦教官に対して定期技能審査を実施して教育技能の向上、標準化に努めた。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

- ② 操縦技量の一層の平準化を図るため、操縦演習における追加教育制度の更なる充実を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

② 操縦技量進度の遅れた学生に対して実施する追加教育の上限時間数を、現行の事業用課程及び多発・計器課程で各10時間から、それぞれ教育規程上の標準教育時間の20%まで拡大する。また、追加教育の効果的かつ効率的な実施方法等について検討を行い、教育に反映する。

(年度計画における目標)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 教育の質の向上に関する年度計画

② 追加教育の上限時間数を標準教育時間の20%まで拡大した効果について引き続き検証を進めるとともに、追加教育の効果的かつ効率的な実施方法について教育課題検討会での検討を継続する。

### ① 年度計画における目標設定の考え方

操縦教育を行う際に進度が遅れた学生に対して実施する追加教育をさらに合理的なものとするため上限時間数を標準教育時間の20%まで拡大するとともに、事後の教育の質の向上に還元させるため、その効果について検証を進める。

### ② 当該年度における取組み

追加教育の効果について、教育課題検討会において追加教育が効果的であることの検証を行い、中間とりまとめを実施した。また、より効果的な追加教育ができるよう、追加教育を行う時期の見直しを行うとともに、追加教育を飛行訓練装置（FTD）による訓練にも拡大した。

【資料2-1参照】

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

③ 乗員養成に係る教育手法及び評価法に関する調査・研究、国内外の諸施設の実態調査並びに国際基準の調査・研究等を実施し、その成果を教育・訓練に反映させること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

- ③ 以下の調査・研究を実施し、その成果を教育・訓練に反映させることにより、質の向上及び効率化等を図る。
- イ 航空機の運航に関する基礎的研究
  - ロ 座学及びフライト課程における標準的な教育内容・手法及びその評価法に関する調査・研究
  - ハ 国内外の主要な乗員養成機関等を対象に操縦士養成に関する実態調査・研究
  - ニ 乗員養成の基礎訓練課程に係る国際民間航空機関（ICAO）等の国際基準に関する調査・研究
  - ホ ヒューマンファクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究

(年度計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 教育の質の向上に関する年度計画

- ③ 教育の質の向上及び効率化等を図るため、以下に掲げる調査・研究を計画的に推進し、その成果を教育・訓練等に反映させる。
- イ. 小型航空機を中心とした航空機運航に関する基礎的研究を継続して進める。
  - ロ. 新シラバスによる教育の検証を継続しつつ、標準的な教育内容・手法・評価法に関する研究を進める。
  - ハ. 国内外の乗員養成関連機関に教官を中心とした調査チームを派遣し、乗員養成の実態調査を継続して行う。
  - ニ. 乗員養成の基礎訓練課程に係る国際基準について、MPL(マルチ・クルー・パイロット・ライセンス)制度導入に関連した調査研究を継続して進める。
  - ホ. 航空大学校を含む過去の事例等を活用し、引き続き操縦士に係るヒューマンファクター及び運航安全に関する調査・研究を進める。

① 年度計画における目標設定の考え方

中期計画に掲げられている「成果の活用・普及」に積極的に取り組むと共に、第1期中期計画期間からの継続研究についてもその進展を図ることとした。

② 当該年度における取組み

教育の質の向上及び効率化等を図るため、以下に掲げる調査・研究を計画的に推進し、その成果を教育・訓練等に反映させた。

イ 平成19年に引き続き、「訓練機の基礎特性に係る情報集積システムに関わる研究」及び「航空機騒音に関わる基礎研究」を行った。

【資料2-2参照】

ロ 新シラバスによる学生訓練実施要領等の検証を行い、単発事業用課程においてより効果的な教育訓練方法の検討を行った。



検討の結果一部の訓練科目（540km単独飛行）について訓練方法の見直しを行いシラバスに反映させた。

**【資料2－3参照】**

- ハ 国際協力の枠組みの下、教官をインドネシアに派遣し、航空安全に係る協力に向けた実態調査を行った。（7月）  
また、国内の指定養成施設に教官を派遣し、実態調査を行った。（11月）
- ニ MPLに関するワーキンググループに教官が参加し、国際基準についての調査研究を行った。（6月、9月、11月、3月）
- ホ 訓練中のヒューマンファクターに関する事例についてパイロットレポートやメンテナンストレポートの形で報告を収集し、各校の安全委員会等で事例紹介を行い周知を図った。また、報告された事例を基に、学生が訓練中にヒューマンエラーを起こしにくいような訓練手順を検討し、学生訓練実施要領を改正した。

**③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

・MPLとは、2006年11月に国際民間航空機関において新しく設定された、操縦に2人を要する航空機の副操縦士に限定した操縦士資格で、そのための経験要件等を定めているが、具体的な基準は各国に委ねられている。我が国では、現在航空局において制度の導入等についての検討が行われている。

（中期目標）

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

（1）教育の質の向上

④ 教育機材及び教育施設等の充実を図ること。

（中期計画）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

（1）教育の質の向上

④ コンピューターやインターネット等を活用した教育機材及び教育施設等を計画的に整備し、効率的かつ効果的な自主学習環境を充実させる。

（年度計画）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

（1）教育の質の向上に関する年度計画

④ コンピューターやインターネット等を活用した座学教育の充実、教育機材及び教育施設等の整備を推進する。

## ① 年度計画における目標設定の考え方

自主学习教材の充実を図るため CBT(Computer Based Training)教材の整備を進める。また、コンピューターやインターネット等を活用した教育機材及び教育施設等の整備を推進する。

## ② 当該年度における取組み

ネットワークの構築を推進した。併せてCBTの検証を行い、管制方式基準の変更等に伴うCBT教材の改修を実施した。また、誤操作の多い訓練機の脚下げについて、「脚機構作動」に関わる視聴覚教材の整備を図った。

【資料2-4参照】

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

- ⑤ 安定的な航空輸送を確保するため、年間の養成学生数を72名(ただし、平成18年度入学の養成学生数は54名)とする。また、資質の高い学生を確保するため、効果的かつ効率的な広報活動により受験者数の拡大に努めるとともに、航空会社等と情報交換しつつ入学試験制度の検証・評価についても継続的に実施すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

- ⑤ 大学校の人材、訓練機材及び教育施設等を効率的に活用することにより、年間の養成学生数を72名(ただし、カリキュラム移行期にあたる平成18年度入学の養成学生数は54名)とする。

資質の高い学生を確保するため、募集にあたっては従来のポスターや雑誌等による広報手法に加え、インターネット等の媒体を有効活用した広報活動を展開し、受験者数の拡大に努める。また、航空会社等と情報交換しつつ現行の入学試験(学力試験、適性試験等)の内容及び実施方法等について継続的に評価を行い、その結果を入学試験制度に反映する。

(年度計画における目標値)

- ⑤ 年間の養成学生数を72名とする。

資質の高い学生を確保するため、ポスターや雑誌等の媒体を活用した広報活動を展開するとともに、ホームページ等を活用した情報提供を継続する。

また、航空会社の採用担当者等と情報交換を行いつつ、入学試験の内容及び実施方法等を継続的に検証する。

### ① 年度計画における目標値設定の考え方

- ・中期目標・中期計画に基づき年間養成学生数は72名とする。
- ・電子媒体を利用した広報活動を更に充実させるための検討を開始する。
- ・総合適性試験を含む入学試験方法の有効性について検証を継続し、更なる資質の高い学生の確保に努める。

### ② 実績値及び取組み

- ・平成20年度の年間養成数72名を確保した。
- ・受験者拡大に向け継続的な広報活動に努めた結果、平成21年度入学試験における受験者数は648名を確保した。また、新たに学校内にプロジェクトチームを設置し、更なる受験者拡大のための方策等について検討を開始した。

#### 【資料2-5参照】

- ・航空会社の採用担当者と入社要件等について意見交換（平成21年3月）を行うとともに平成21年度入学試験から身体検査合格基準の一部（視力要件等）緩和並びに入試内容及び実施方法の一部について改善した。
- ・平成17年度から導入した総合適性試験（筆記による操縦士適性試験）の有効性に関し、当該成績と入学後の成績の相関について引き続き検証を行っている。

### ③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・養成人員72名を確保するために、平成20年度は、補欠対象者数を12名とした。  
※補欠合格者は最終試験において合格基準に達している者である。

#### （中期目標）

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

#### （2）航空安全に係る教育等の充実

航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止することは、航空技術安全行政の重要な課題であり、大学校においても以下の事項を行うことにより安全運航の確保を図ること。

- ① 安全最優先の意識を徹底するとともに、組織内の適切な意思の疎通及び必要な安全対策を実施するための方法を拡充すること。

#### （中期計画）

2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項を達成するためにとるべき措置

#### （2）航空安全に係る教育等の充実

- ① 安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、理事長のリーダーシップの下で総合安全推進方針を策定するとともに、これに基づく安全業務計画を事業年度毎に作成し、実施する。

#### （年度計画）

- ① 安全運航の確保を業務運営上の最重要課題とし、総合安全推進方針に基づき平成20年度安全業務計画を作成し、各校の安全委員会を中心に学生及び教職員等の安全意識向上のための活動を推進する。
- また、訓練機の事故等を想定した航空事故処理訓練を各校において年1回実施する。

### ① 年度計画における目標値設定の考え方

航空大学校は28機の訓練機を運航する機関であることから、安全運航の確保は全てにおいて最優先しなければならない。当校ではこのような考え方に基づき、毎年、安全業務計画を作成し、それに従って安全対策を講じている。また、訓練機の事故等を想定した航空事故処理訓練を各校において年1回実施する。

### ② 実績値及び取組み

- ・安全運航を確保するために、毎月安全スローガンを掲げ、安全委員会を中心に学生及び教職員等の安全意識向上のための活動を推進した。その一環として操縦教官による安全講話を月1回実施した。
  - ・平成18年度に実施した調査研究に関し、必要な試験飛行等の許可を受けずに飛行したことに対して航空局より厳重注意を受けたが、直ちに業務執行の改善に取り組み、組織をあげて再発防止策に努めた。
  - ・宮崎・仙台については合同で航空事故処理訓練を実施した。また、帯広においても航空事故処理訓練を実施した。(7月)
- 【資料2-6参照】**

#### (中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (2) 航空安全に係る教育等の充実
- ② 訓練機の運航に直接関係する部門(整備委託先等を含む)に対する安全監査を定期的実施すること。

#### (中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- (2) 航空安全に係る教育等の充実
- ② 総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。

#### (年度計画における目標値)

- ② 総合安全推進会議の策定した安全監査プログラムに基づき、訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。
- また、総合安全推進会議は、各校における安全業務計画の進捗状況について半

期毎に把握・評価を行う。

### ① 年度計画における目標値設定の考え方

- ・航空大学校の安全運航を確実なものとするため、全校において、年1回の定期的な安全監査を実施する。
- ・総合安全推進会議が各校の安全業務計画の進捗状況を一元的に把握・評価することにより、効率的かつ効果的な安全管理を行う。

### ② 実績値及び取組み

- ・総合安全推進会議は、安全監査プログラムを策定し、各校に対する安全監査を実施した(帯広分校：20年10月、仙台分校：20年12月、宮崎本校：21年2月)。
- ・各校において整備業務委託先の監査を実施した。また、総合安全推進会議は、半年ごとに各校の安全委員会から安全業務計画の進捗状況について報告を受け評価を行った。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(2) 航空安全に係る教育の充実

- ③ 学生に対する安全教育の充実のため、安全教育を訓練初期から実施し、遵法精神を含む安全意識を定着させるとともに、訓練機システムの理解を深め、操作手順との整合性を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(2) 航空安全に係る教育の充実

- ③ 学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始する。過去の事故例から航空事故と人的要素の関わり等を教示するなど、航空安全についての教育を飛行訓練開始前10時間、飛行訓練開始後40時間実施する。

(年度計画における目標値)

- ③ 飛行訓練移行前から計画的に学生に対する安全教育(宮崎学科課程10時間、帯広フライト課程20時間、宮崎フライト課程10時間及び仙台フライト課程10時間)を実施する。

## ① 年度計画における目標値設定の考え

学生訓練の初期段階から、過去の航空事件事例の紹介等による安全教育を実施し、遵法精神の定着やヒューマンエラーに関する理解などを深める。

## ② 実績値及び取組み

航空安全についての教育を行った。(教育時間等についてはシラバスに盛り込み済み。)

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(2) 航空安全に係る教育の充実

- ④ 役職員の安全意識の向上を図るために外部講師等による安全教育を実施すること。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討、安全情報の周知・徹底等を図るための活動を推進すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(2) 航空安全に係る教育の充実

- ④ 学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役職員への安全教育を毎年1回実施する。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、安全情報の周知・徹底等を図るため、各校において安全委員会を毎月1回実施する。

(年度計画における目標値)

- ④ 組織全体の安全意識の向上を図るため、外部講師による役職員への安全教育を年1回実施する。また、各校において安全委員会を月1回開催し、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討及び安全情報の周知・徹底等を図る。さらに航空会社、自衛隊等が実施する安全研修へ、教職員を継続的に参加させる。

## ① 年度計画における目標値設定の考え

外部講師による安全教育を受けることにより、航空大学校の安全意識を広い視野に立ってブラッシュアップする。

## ② 実績値及び取組み

- ・航空機検査官、航空事故調査官を招き役職員への安全教育を実施した。講義については、テレビ会議システムを活用して各校で聴講した。(7月、8月、3月)
- ・各校において安全委員会を毎月開催し、訓練機の安全確保に係る活動を推進した。

- ・各校において安全運航に資するため管制官との意見交換会等を実施した。
- ・教職員をJALの航空安全啓発センター及びANAグループ安全教育センターに派遣し、安全意識の更なる向上のための安全研修を行った。(2月)

#### (中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(3) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実

- ① 大学校の保有する教育機材及び教育施設等を活用し、国の操縦職員等に対する訓練を実施すること。

#### (中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(3) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実

- ① 国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等に適切に対応する。

#### (年度計画)

- ① 国の訓練計画に対応し、国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等を実施する。

### ① 年度計画における目標設定の考え方

国土交通省の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練について要請のある場合は積極的に受け入れ実施する。

### ② 当該年度における取組み

航空局航空従事者試験官の技量保持訓練を実施した。(7月、3月)

#### (中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(3) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実

- ② 航空技術安全行政のニーズに即した調査・研究機能を充実すること。

#### (中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(3) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実

- ② 国土交通省との連携をより強化するとともに、乗員養成や航空安全に関する調査・研究等の業務を通じて得られる知見及び技術力等を航空技術安全行政における規制・基準の策定や評価の場へフィードバックする機能の充実を図る。

(年度計画)

- ② 航空技術安全行政のニーズに即した調査・研究を推進するとともに、航空大学の知見及び技術力等を行政にフィードバックする機能の充実を図るため、国土交通省・航空大学校連絡会議を定期的で開催し、連携強化に努める。

### ① 年度計画における目標設定の考え方

航空大学校が進める「航空技術安全行政への支援」を適切に実施するため、ニーズに即した調査・研究を推進するとともに、国土交通省の関係部署との連携を強化する。

### ② 当該年度における取組み

- ・ 学科試験問題検討会に教官を派遣した。
- ・ MPLに関するワーキンググループに参加して調査・研究を行った。
- ・ 国土交通省と意見交換を行い連携強化に努めた。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(4) 成果の活用・普及

- ① 大学校がこれまで培ってきた乗員養成におけるノウハウ等を積極的に外部へ提供・指導することにより、民間操縦士養成機関の育成・振興を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(4) 成果の活用・普及

- ① 乗員養成に係る標準的な教育教材や教育・訓練シラバスの提供、標準的な教授方法に関する指導及び事故防止対策等の安全管理手法の指導等を通じ、民間操縦士養成機関の育成・振興を図る。

(年度計画)

- ① 乗員養成に係る標準的な教育機材の作成を進めるとともに、操縦士養成機関連絡会議を引き続き主催し、これまでに培った乗員養成に係るノウハウ等を積極的に外部へ提供することにより、民間操縦士養成機関の育成・振興を図る。

### ① 年度計画における目標設定の考え方

乗員養成に係る標準的な教育機材の作成を進めるとともに、操縦士養成機関連絡会議を引き続き主催し、これまでに培った乗員養成に係るノウハウ等を積極的に外部へ提供することにより、民間操縦士養成機関の育成・振興を図る。



## ② 当該年度における取組み

- ・平成19年度に作成した自家用操縦士の定期訓練シラバスについてフォローアップのための意見交換を行った。また、航空振興財団の「飛行機操縦教本」改訂に協力した。
- ・操縦士養成機関連絡会議を開催し、情報交換等を行った。(3月)

【資料2-7参照】

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(4) 成果の活用・普及

- ② 航空大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う航空従事者の確保に向けた取り組みとして、航空思想の普及・啓発のための行事を開催すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(4) 成果の活用・普及

- ② 従来から実施している「空の日」行事の他に地域の教育委員会等との調整を行い校外学習の一環として小・中・高生を対象とした「航空教室」を年間4回程度開催するとともに、あわせて地域住民への航空思想の普及、啓発を図るため市民航空講座を年間2回程度実施する

(年度計画における目標値)

- ② 従来から実施している「空の日」行事の他に地域の教育委員会等との調整を行い校外学習の一環として小・中・高生を対象とした「航空教室」を年間4回程度開催するとともに、あわせて地域住民への航空思想の普及、啓発を図るため市民航空講座を年間2回程度実施する。

## ① 年度計画における目標値設定の考え方

従来から「空の日」の行事は、宮崎本校、帯広・仙台両分校とも恒例の行事として浸透しており地元からも期待が寄せられている。また、「航空教室」と「市民航空講座」を積極的に行うことにより地域住民への航空思想の普及と航空大学校のより一層のPR活動を行うため、20年度も「空の日」1回、「航空教室」4回程度、「市民航空講座」を2回程度とした。

## ② 実績値及び取組み

年度計画に基づき、以下のとおり実施した。

3校とも「空の日」行事を行った。また、3校全体で、「航空教室」を14回、「市民航空講座」を8回実施し、航空思想の普及、啓発に努めた。

	空の日	航空教室	市民航空講座
宮崎本校	1回実施	6回実施	3回実施
帯広分校	1回実施	5回実施	4回実施
仙台分校	1回実施	3回実施	1回実施

【資料2-8参照】

## ④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

上記活動以外にも航空大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う航空従事者の確保に向けた取り組みとして下記の活動を平素より実施している。

- ・ホームページの活用による航空大学校紹介活動
- ・航空思想普及のための施設見学
- ・航空大学校のPRとなるマスコミ等への情報の提供

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(5) 企画調整機能の拡充

事業運営における一層の効率化を推進するとともに、業務の質の向上、教育訓練における安全の確保及び航空技術安全行政に係る調査研究機能の充実等を図るため、企画調整機能の拡充を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(5) 企画調整機能の拡充

一層の効率化の推進、業務の質の向上、教育訓練における安全の確保及び航空安全行政に係る調査研究機能の充実等を図るため、事業・安全確保・調査研究に関する企画調整機能及びそのための体制の強化を図る。

(年度計画)

(5) 企画調整機能の拡充に関する年度計画

継続的に予算執行管理会議を開催し、事業運営及び予算の適切な管理を実施する。

#### ① 年度計画における目標設定の考え方

事業運営の一層の効率化、業務の質の向上等を図るため、昨年度から設置した予算執行管理会議を継続的に活用し、事業運営等に係る企画調整機能を更に充実させる。

#### ② 当該年度における取組み

事業運営の一層の効率化及び業務の質の向上等を図るため、予算執行管理会議を開催し、事業運営及び予算の管理を強化した。(月 1 回)

### 4. 財務内容の改善に関する事項

#### (中期目標)

#### 4. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算による運営を行うこと。

#### (中期計画)

#### 3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画

- (1) 予 算 別紙1のとおり
- (2) 収支計画 別紙2のとおり
- (3) 資金計画 別紙3のとおり

#### (年度計画における目標値)

- (1) 予 算 別紙1のとおり

#### ① 年度計画における目標値設定の考え方

予算計画については、運営費交付金の算定ルールに従い算定した。

#### ② 実績値及び取組み

別紙1～3のとおり

#### ④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

収入については、年度計画額を達成できた。

また、支出においては、昨年度からの燃料高騰等により業務経費の実績額が当初予算より増加したが業務収入の実績が増加したことにより20年度予算内で執行できた。

なお、予算、収支計画及び資金計画の年度計画に対する取組み状況は、別紙1～3のとおりであり、年度計画額に対する実績額の差額（増減）については、下記資料のとおりである。

<予算、収支計画及び資金計画の年度計画額に対する実績額の差額> 【資料 3-1 参照】

① 随意契約の適正化について

・平成19年の随意契約の見直し計画に基づき、規程類を国と同額の基準に設定し、契約方式については競争性のない随意契約から一般競争入札等に移行し、随意契約の比率の引き下げを図った。なお、随意契約の見直し計画の実施状況の公表はホームページ上で随時行っている。

平成19年度及び平成20年度の契約状況については以下のとおり

平成19年度※	契約件数	契約額	落札率	件数シェア	金額シェア
一般競争契約	38件	1,280,054千円	90.52%	56.72%	86.70%
指名競争契約	6件	86,072千円	87.75%	8.95%	5.83%
随意契約	23件	110,230千円	90.09%	34.33%	7.47%
契約合計	67件	1,476,355千円	92.53%	—	—

平成20年度	契約件数	契約額	落札率	件数シェア	金額シェア
一般競争契約	53件	1,405,447千円	88.37%	76.81%	97.05%
指名競争契約	1件	840千円	58.88%	1.45%	0.06%
随意契約	15件	41,926千円	99.52%	21.74%	2.89%
契約合計	69件	1,448,213千円	89.50%	—	—

平成19年度との差	契約件数	契約額
一般競争契約	15件	125,393千円
指名競争契約	△5件	△85,232千円
随意契約	△8件	△68,303千円
契約合計	2件	△28,142千円

※本契約状況は、会計法第33条、予算令第99条のいわゆる少額随契は含まない。

不落随契については、当初の契約方式に含む

※ 平成19年度の契約件数、契約金額について、昨年度の業務実績報告書に記載したものと一般競争契約の件数で△12件、金額で△7,297千円、随意契約の件数で△1件、金額で△742千円となっているのは、予定価格が購入契約で160万円、役務契約で100万円、工事契約で250万円、賃貸借契約で80万円未満の契約を含んでいたため、今年度は当該価格以上の予定価格のものを対象とした。

・平成20年度随意契約については、15件該当があるが、内容、移行予定、移行困難な理由は、下記資料のとおりである。

＜平成20年度随意契約内訳＞ **【資料 3-2 参照】**

・当校の平成20年度一般競争契約等53件において、1者応札となった契約は、不落随契4件を除き、49件中25件（51%）となっており、主なものとして航空機運航に係る航空機燃料購入契約、航空機保守作業が該当する。

航空機燃料については、特殊な物品であることや一定規模の数量を調達する必要もあり、請負可能な業者が僅少で、入札参加者が少なく1者応札となっている。また航空機保守作業については、当校は航空機を各校10機程度保有しており航空機の保守作業を行うには相当規模の人員、技量が必要となり入札参加者が少なく1者応札となり、その割合を引き上げることとなった。

なお、1者応札となった契約については、今後も複数による競争が難しい状況が考えられるが、入札参加者増加に向けて入札公告期間を長く確保し、参加資格も必要最低限のものとするなど参加しやすい方策を実施していくこととし、今後も引き続き、国の動向を踏まえ公共調達の適正化を図ることとしたい。

・監事監査について、毎年1回各校において実施し、随意契約の見直しについての監査項目を設け重点的に監査を行っている。契約の内容方法等については随時書面により確認をしており特段の指摘事項はない。また、案件ごとの随意契約理由については入札参加者選定委員会に諮り審査を行っている

- ・官民競争入札について、当校においては活用する契約案件がないため導入していない。
- ・公益法人等に対する随意契約については契約実績が無い。なお、当校関連法人はない。
- ・契約案件の第三者への委託については、契約書に条項を設け当校の承認のない限り認めていない。
- ・契約相手方に当校退職者が在職するかについては、再就職一覧表を作成し、契約相手方に再就職していないことを確認しており、実績はない。

② 保有資産の管理・運用について

当校仙台分校の土地について、同校周辺の環境等の変化により地価が下落したことにより減損となったが当校の運営との関連はなく適切に管理運用している。

なお、保有資産については、整理合理化計画で処分等することとされた資産はないが、監事監査においても実物資産の保有の必要性について監査している。

## 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額	実 績 額	差 額
収 入			
運営費交付金	2,773	2,773	0
施設整備費補助金	103	96	▲7
業務収入	126	210	84
計	3,002	3,079	77
支 出			
業務経費	1,223	1,315	92
教育経費	1,223	1,315	92
人件費	1,406	1,360	▲46
施設整備費	103	96	▲7
一般管理費	270	262	▲8
計	3,002	3,033	31

## 【人件費の見積り】

年度中総額1,013百万円を支出する。

但し、総人件費改革における削減対象としている人件費の範囲《法人の常勤役員及び常勤職員に対し、各年度中に支給した報酬、賞与、その他の手当の合計額のうち、退職金、福利厚生費、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた額》

## 収支計画（総計）

（単位：百万円）

区 分	金 額	実 績 額	差 額
費用の部	3,023	3,023	0
経常費用	3,023	3,019	▲4
一般管理費	373	299	▲74
減価償却費	21	27	6
教育経費	1,223	1,333	110
人件費	1,406	1,360	▲46
財務費用	0	1	1
臨時損失	0	3	3
収益の部	3,023	3,023	0
運営費交付金収益	2,773	2,710	▲63
施設費収益	103	52	▲51
業務収益	126	127	1
資産見返運営費交付金戻入	20	33	13
資産見返物品受贈額戻入	1	18	17
雑益	0	12	12
臨時利益	0	71	71
純利益	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	0	0	0

## 【注 記】

退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程（国家公務員退職手当法に準拠）に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

## 資金計画（総計）

（単位：百万円）

区 分	金 額	実 績 額	差 額
資金支出	3,002	3,198	196
業務活動による支出	2,899	3,066	167
投資活動による支出	103	121	18
財務活動による支出	0	11	11
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0
資金収入	3,002	3,088	86
業務活動による収入	2,899	2,987	88
運営費交付金による収入	2,773	2,773	0
業務収入	126	131	5
その他の収入	0	83	83
投資活動による収入	103	101	▲2
施設整備費補助金による収入	103	101	▲2
その他の収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0



**(中期目標)**

4. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算による運営を行うこと。

**(中期計画)**

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。(ただし、一般勘定480百万円、空港整備勘定20百万円とする。)

**(年度計画における目標値)**

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

**① 年度計画における目標値設定の考え方**

予見し難い事故等に対応するため、短期借入金の限度額500百万円とする。

**② 実績値及び取組み**

平成20年度は短期借入を行わなかった。

**(中期目標)**

4. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算による運営を行うこと。

**(中期計画)**

5. 重要な財産処分等に関する計画

**(年度計画における目標値)**

計画なし

① 年度計画における目標値設定の考え方

該当なし。

② 実績値及び取組み

重要な財産等の処分を行わなかった。

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算による運営を行うこと。

(中期計画)

6. 剰余金の使途

- ・ 空港整備事業に係る剰余金の使途

運航管理業務の充実を図るための業務支援機器の購入

- ・ 空港整備事業以外の事業に係る剰余金の使途

入学希望者数の増加策に要する費用

養成の向上に資する調査・研究及び国の航空技術安全行政に資するための調査・研究の実施

効果的な養成を行うための教育機材の購入

(年度計画における目標値)

計画なし

① 年度計画における目標値設定の考え方

該当なし。

② 実績値及び取組み

剰余金は発生していない。

## 5. その他業務運営に関する重要事項

(中期目標)

### 5. その他業務運営に関する重要事項

#### (1) 施設及び設備の整備

大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定すること。

(中期計画)

### 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

#### (1) 施設及び設備に関する計画

(年度計画)

### 5. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

#### (1) 施設及び設備に関する計画

- 宮崎本校 : 庁舎等耐震調査  
電気設備等改修工事  
庁舎本館屋上防水工事
- 帯広分校 : 格納庫耐震調査  
水道管敷設工事

### ① 年度計画における目標設定の考え方

宮崎本校

#### ・ 庁舎等耐震調査

宮崎本校校舎は、昭和43年に建築され、老朽化が著しいことから耐震調査を実施することにより地震時の安全性を確認するもの。

#### ・ 電気設備等改修工事

宮崎本校の受配電設備は、昭和46年に設置され、老朽化が著しいことから受配電設備の改修を行うもの。

#### ・ 庁舎本館屋上防水工事

宮崎本校校舎屋上は、経年劣化が著しく、防水性能の低下により台風・梅雨期に雨漏りが発生しているため、防水工事を実施するもの。

帯広分校

#### ・ 格納庫耐震調査

帯広分校格納庫は、昭和56年に建築され、老朽化が著しいことから耐震調査を実施することにより地震時の安全性を確認するもの。

#### ・ 水道管理設工事

帯広分校の生活用水は地下水を利用しているが、地震時に水質汚濁が発生することがあり、上水管を敷設することにより常時衛生的な生活用水を確保するもの。

## ② 当該年度における取組み

以下の施設改修工事を実施し、教育環境の充実、安全性の向上を図った。

- 宮崎本校 : 庁舎等耐震調査  
電気設備等改修工事  
庁舎本館屋上防水工事
- 帯広分校 : 格納庫耐震調査  
水道管敷設工事

(中期目標)

### 5. その他業務運営に関する重要事項

#### (2) 人事に関する計画

業務の見直し及び民間委託等を活用した効率化と共に「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえた取り組みを推進し、職員数の削減に努めること。

(中期計画)

#### 7-(2) 人事に関する計画

##### ① 方針

一層の業務運営の効率化及び適正化を図るとともに、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえつつ、適切かつ計画的な人員配置に努める。

##### ② 人件費削減の取り組み

- イ 「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間において、常勤職員の約10%程度を削減する。(別紙5のとおり)
- ロ 国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

(年度計画における目標値)

##### ① 方針

業務運営の効率化・適正化、民間委託の推進等により、適切かつ計画的な人員配置に努める。

##### ② 人件費削減の取り組み

- イ. 中期計画期間中に、常勤職員の約10%程度を削減するため、平成20年度においては2名削減する。
- ロ. 国家公務員の給与構造改革を踏まえて役職員の給与について必要な見直しを進める。

## ① 年度計画における目標値設定の考え方

「行政改革の重要方針」(17年12月24日閣議決定)を踏まえ、第2期中期期間中に常勤職員の約10%程度を削減するため、初年度に常勤職員数2名を削減、さらに国家公務員の給与構造改革を踏まえ給与水準の見直しを実施する。

## ② 実績値及び取組み

- ・ 中期計画期間中に、常勤職員の約10%程度を削減するため、業務の見直しにより20年度においては常勤職員数2名を削減し、適切かつ計画的な人員配置を図った。
- ・ 国家公務員の給与構造改革を踏まえて役職員の給与について必要な見直しを進めた。

## ③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指数(事務・技術職員)

対国家公務員指数(行政職(一)) 100.7

(参考) 地域勘案 107.7

学歴勘案 101.7

地域・学歴勘案 108.0

対他法人(事務・技術職員)

注) 1. 本調査の対象である事務・技術職員は19名

2. 国家公務員指数は、当校の年齢別人員構成をウェイトに用い、当校の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、当校が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出されている。

当校は、平成13年4月に国土交通省の附属機関から独立行政法人に移行した組織であり、その給与規程は、俸給、各種手当、昇給・昇格基準その他運用等で「一般職の職員の給与に関する法律」と同一の内容となっている。

対国家公務員指数は、調査対象人員が少ない場合、また、当校のように地方に点在していることにより国からの交流職員の態様等によって必要な手当を支給する場合には、今後も対国家公務員指数に変動が生じるが、引き続き、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行うことで、適正な給与水準を維持していくこととしている。



平成 2 0 事業年度  
業務実績報告書等関係資料

独立行政法人 航空大学校

# 別添資料一覧（別冊）

## ■ 業務運営評価報告関係資料

資料番号	資料タイトル	ページ
1- 1	F I H S（運航情報提供システム）の概要	1
1- 2	新給与システムの導入について	2
1- 3	職員の国等との人事交流	3
1- 4	整備管理情報のオンライン化について	4
1- 5	コスト分析	5
2- 1	追加教育の検証	6
2- 2	小型機特性データ収集	7
	騒音値基礎研究	8
2- 3	シラバス新旧	9
2- 4	脚機構視聴覚教材整備の概要	10
2- 5	資質の高い学生の確保	11
2- 6	総合安全推進方針	12
	平成20年度安全業務計画	13
	厳重注意	14
2- 7	民間操縦士養成機関連絡会議の開催状況	15
2- 8	航空思想の普及・啓発のための行事	16
3- 1	予算、収支計画及び資金計画の年度計画額に対する実績額の差額	18
3- 2	平成20年度随意契約内訳	21

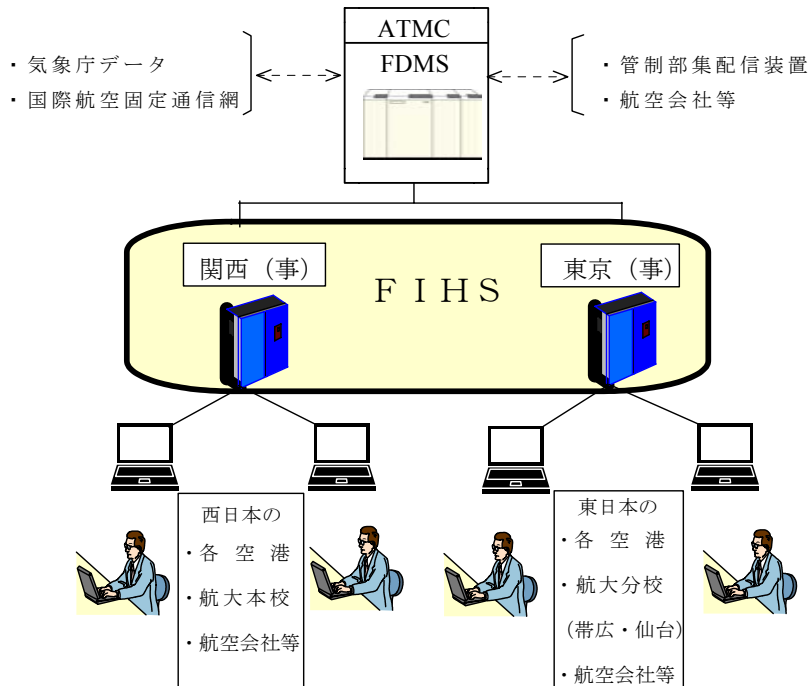


## F I H S（運航情報提供システム）の概要

F I H Sとは、航空局において平成19年度末に整備されたシステムであり、これまでの5空港（新千歳、東京、関西、福岡、那覇）に設置・運用されてきたシステムを2空港（東京、関西）に集約し、が図られたシステムである。

1. 端末の運用操作が簡便となり、性能向上・障害時の対応が容易
2. 通信回線費用の維持コストの縮減
3. 通信速度の高速化 等

なお、運航情報とは、各航空機の飛行計画及び航空情報、気象情報等である。



### \* ATMC (航空交通管理センター)

日本全国の空域の一元的管理.航空交通流の監視.調整及び洋上空域における航空交通業務等を行う機関

### \* FDMS (飛行情報管理システム)

管制業務.運航情報業務等に必要な情報の取得.提供を行うシステムと航空会社等からの飛行計画報等の運航に必要な情報を管理し、管制官に対し運航票等の情報提供及び管制業務に必要な情報を RDP 等の他システムに提供するシステムの総称

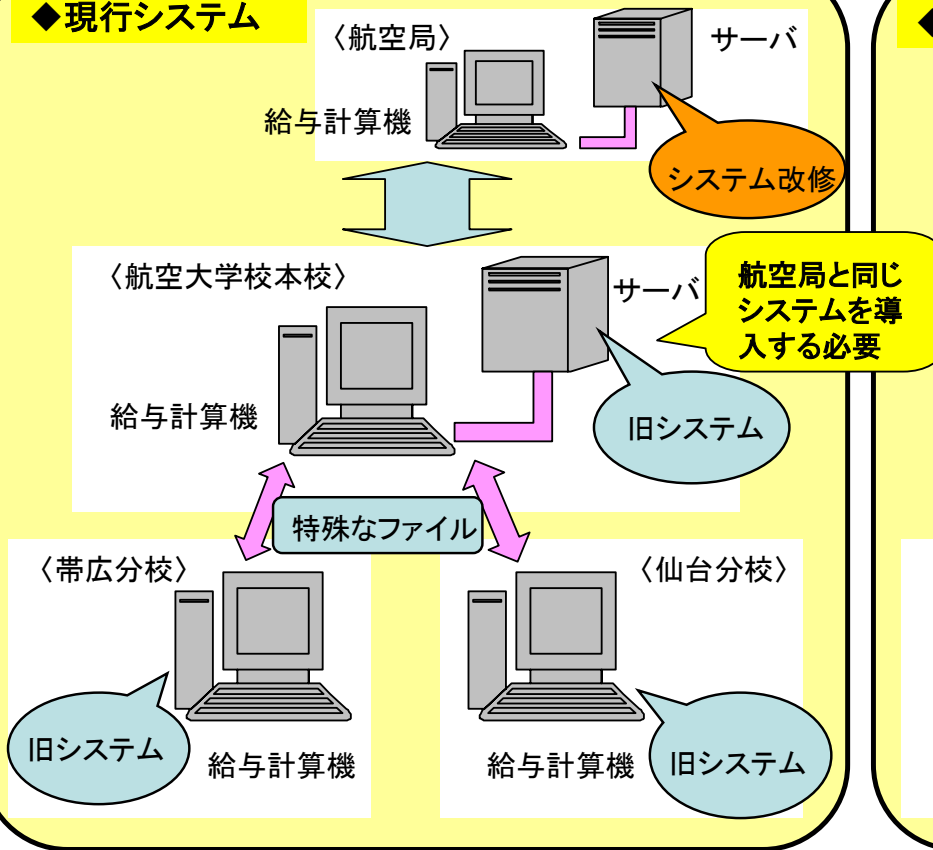
### \* 旧 CADIN 端末と FIHS 端末の大きな相違点

1. 端末は汎用パソコン仕様となり、運用上の取扱が容易となると共に、性能向上・障害時対応に専門知識が不要でなくなった。
2. 通信回線の種類が替わり、通信回線費用の維持コストが3分の1強に縮減
3. 通信速度が4800b/sから128kb/sに高速化

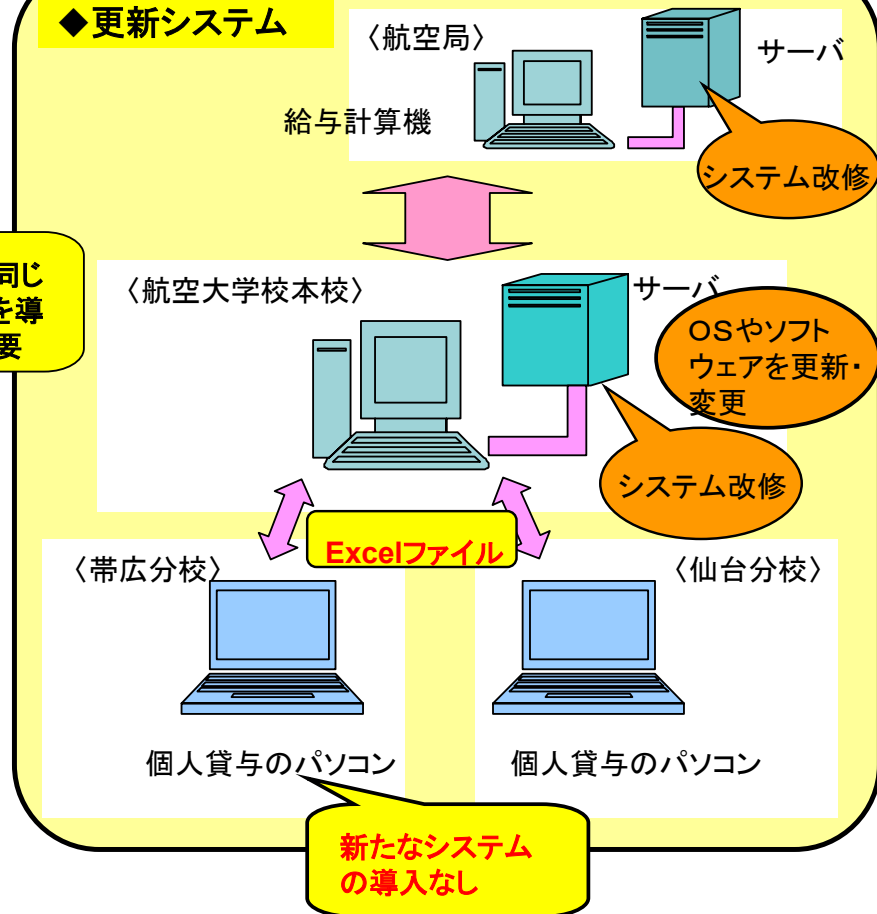
# 新給与システムの導入について

航空大学の職員はほぼ全て国からの出向であるため、人事情報処理等については、国と同等のシステムで運用する必要があるが、航空局においてシステムの更新があったため、航空大学においても同様の更新を行った。

## ◆現行システム



## ◆更新システム



## システムプログラムの改修点

- ① OSを「Windows 2000」から「Windows XP」に変更
- ② データベースを「Access」から「Oracle」に変更 (計算能力の向上、障害時の自動バックアップ機能等)
- ③ 「Excel」で作成したデータを直接システムに取り込み可能 (新システムの設置の必要なし)
- ④ 各種帳票の出力データを変換ソフトにより、PDF化し、メール転送可能 等

## 職員の国等との人事交流

## 1. 業務運営の効率化に関する年度計画

## (2) 人材の活用に関する年度計画

## 20年度計画

内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。

## 20年度 職員数 \*役員を除く

	学 科	実 科	総務課	会計課	教務課	整備課	運用課	計
宮崎本校	11	16	14	8	4	6	3	62
帯広分校	—	15	5	—	—	4	3	27
仙台分校	—	14	6	—	—	4	3	27
計	11	45	25	8	4	14	9	116

## 20年度 職員の人事交流

	学 科	実 科	総務課	会計課	教務課	整備課	運用課	計
宮崎本校	—	2	7	4	1	—	2	16
帯広分校	—	2	3	—	—	—	1	6
仙台分校	—	1	4	—	—	—	1	6
計	—	5	14	4	1	—	4	28

20年度国等との人事交流

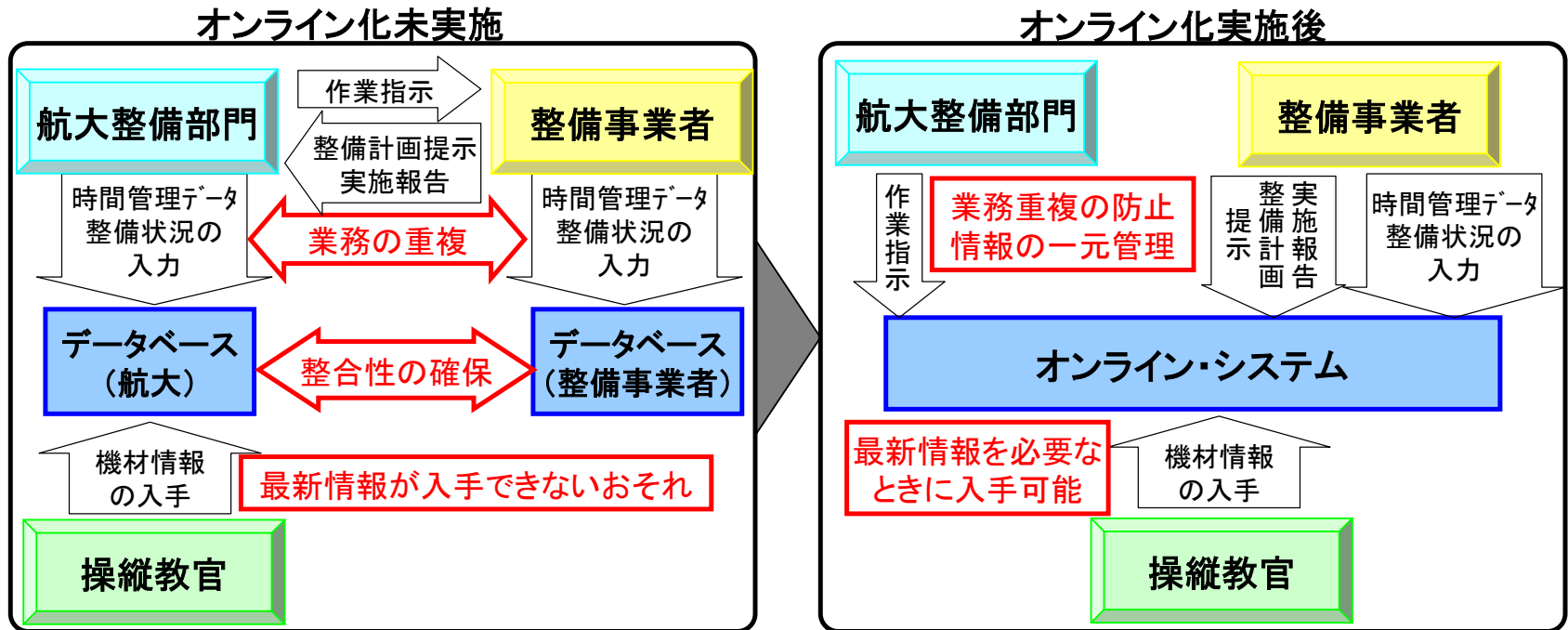
計28名

116名中の約24%

平成20年度  
指数・目標値の  
達成度

指数・目標値の10%、12名を超える成果を得た。

## 整備管理情報のオンライン化について

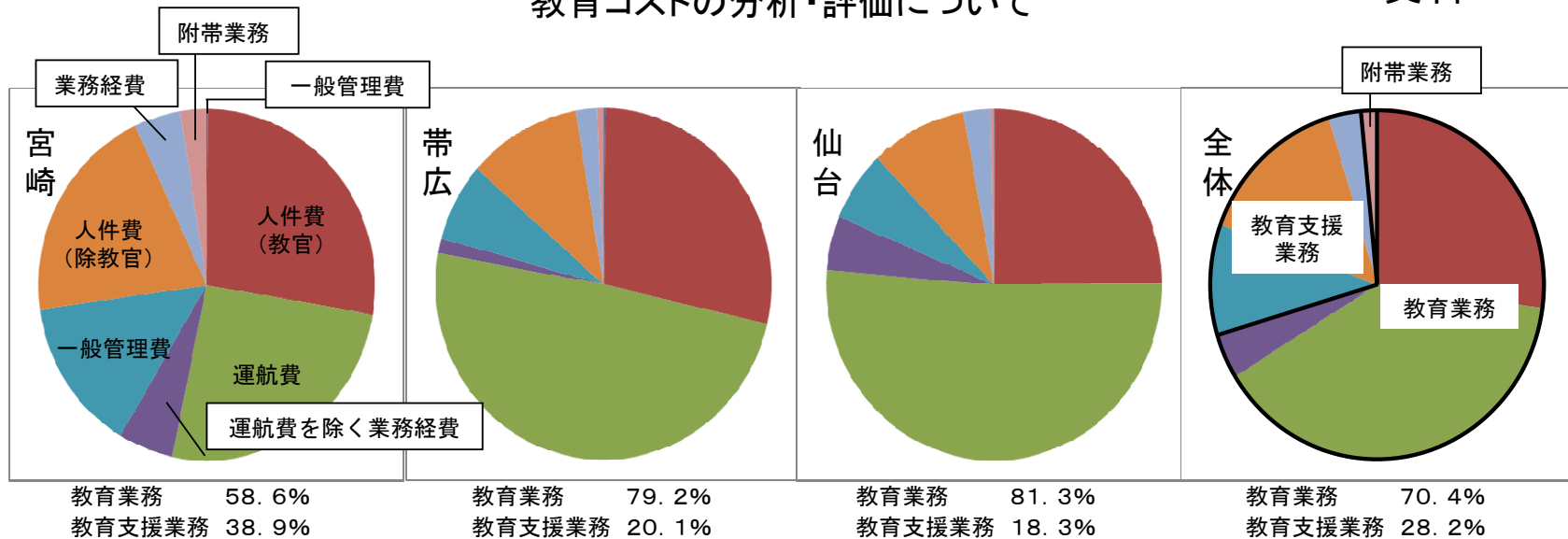


### オンライン化する整備情報及び効果

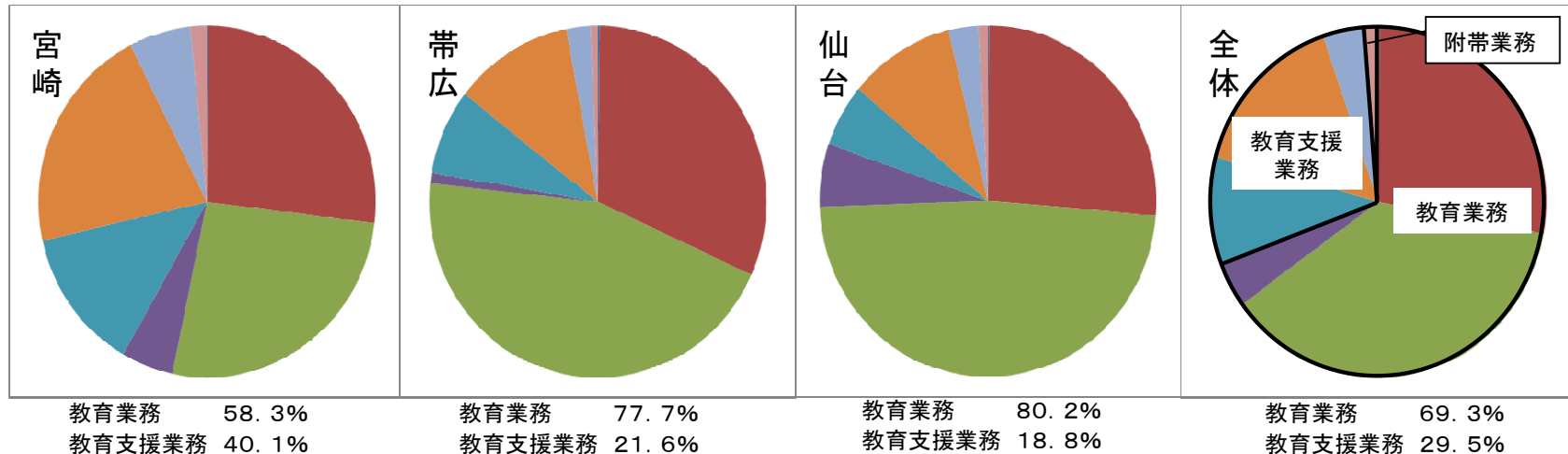
情報の種類	オンライン化による効果
飛行時間集計表	①業務重複の防止      ②情報の一元管理
月間、週間及び日々の整備実施計画表	③確実かつ迅速な整備作業の実施
整備(機材、重要な装備品)作業指示表	④関係者間の確実かつ適切な情報共有

教育コストの分析・評価について

平成19年度



平成18年度



○宮崎本校は学科教育などがあるため、分校に比べて教育業務経費は多いものの、全校的な管理業務を行っているため、教育支援業務の比率が高い。

○分校同士では、教育業務と教育支援業務の比率はほぼ同等であり、さらに、運航費の占める割合もほぼ同様である。

## (教育実施課題検討委員会中間とりまとめの概要)

## 1. 追加教育の効果についての検証

追加教育を充実させる前のシラバスで訓練を行った52回生と、充実させたシラバスで訓練を行った53回生の学生について、帯広・宮崎の訓練で比較検討を行った。

52回生(72名入学)

	帯広課程	宮崎課程
対象人数	12	33
追加教育時間	29:45	124:45
一人あたり時間	2:29	3:47

53回生(54名入学)

	帯広課程	宮崎課程
対象人数	16	24
追加教育時間	60:20	95:40
一人あたり時間	3:46	3:59

## 2. まとめ(概要)

- ①帯広課程において、追加教育を行った学生数と追加教育時間が増加している。
- ②宮崎課程においては追加教育を行った学生数と追加教育時間はあまり変わっていないが、帯広課程で追加教育を充実させていることによるものと思われる。
- ③各課程において、進度の遅い学生に対しては、フェーズの早い段階で追加教育を最大限活用することが学生の技量の平準化に効果的であると考えられる。

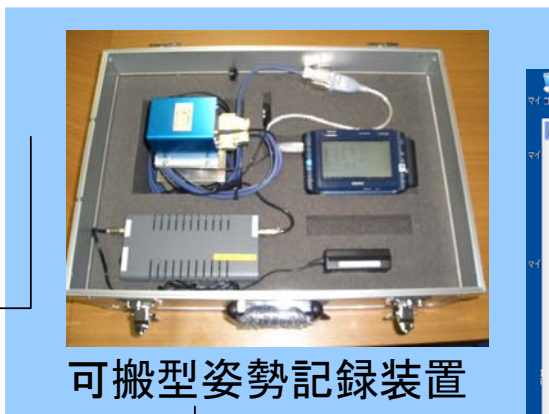
# 訓練機の基礎特性に係る情報集積システムに関わる基礎研究

## 目的

姿勢記録装置を訓練機に搭載し、飛行に関するデータ(高度、速度、緯度、経度、ピッチ角、ロール角など)を収集しその精度について検討するとともに教育訓練に役立つ効果的なデータ処理方法について検討を行う。

## 結果

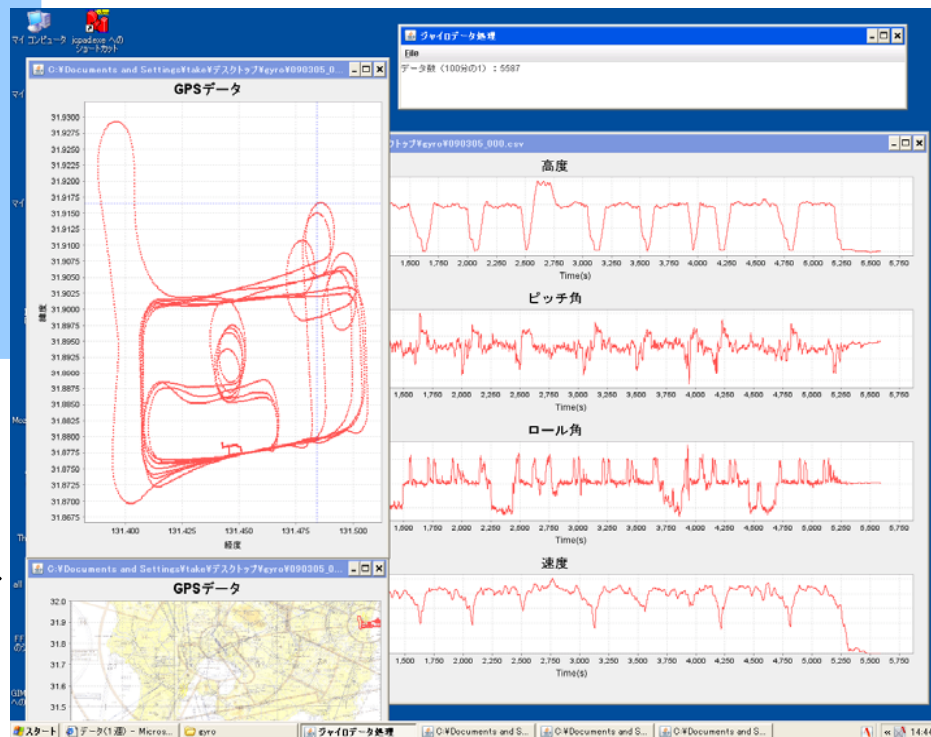
グラフの形で出力できるようにした。  
精度については十分であることがわかった。  
動画として可視化するための手法を検討する方向性を得た。



訓練機



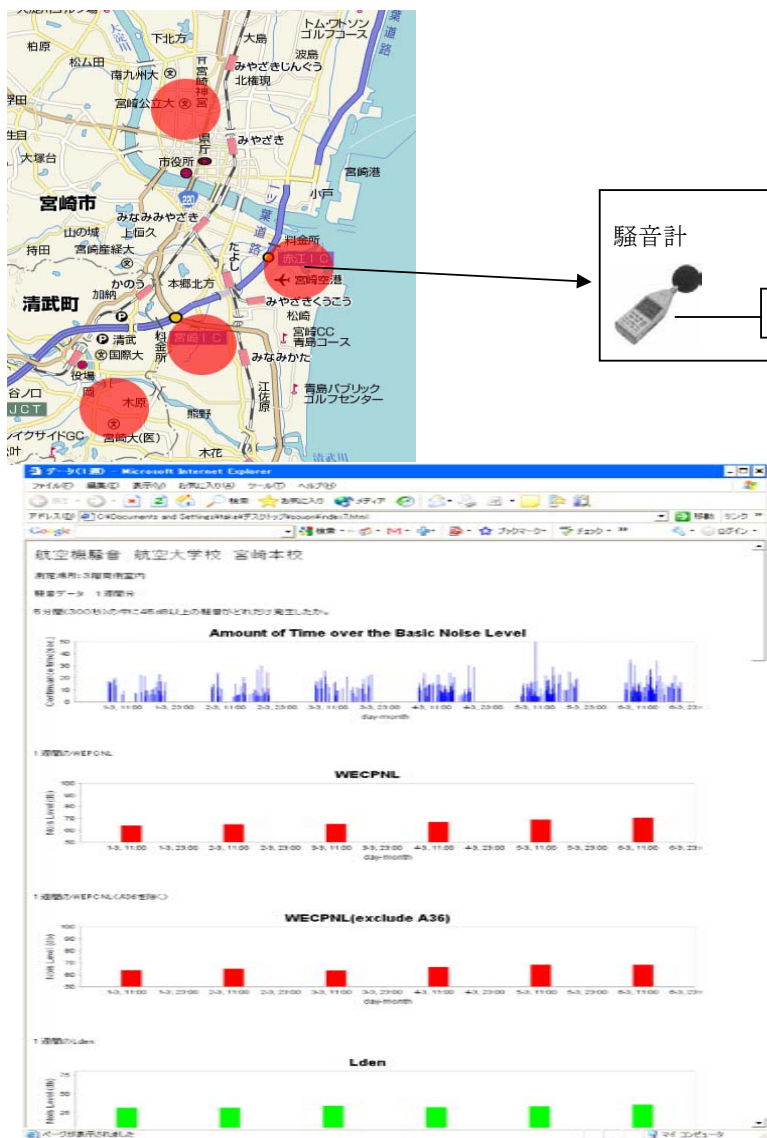
オフライン



## 航空機騒音に関わる基礎研究

目的

航空機の運航に伴い生ずる騒音をリアルタイムで監視・記録するシステムから得られたデータから訓練機を判別し、その騒音特性や環境騒音に与える影響を調査する。



サーバコンピュータ

インターネット

結果

- ・訓練機判別ソフトの構築と機種判別精度について検討した。
- ・騒音評価指標(WECPNL,Lden)を算出し継続して監視できるシステムを構築した。



利用者端末の表示例



## 宮崎飛行課程に係る新旧教育シラバスの比較

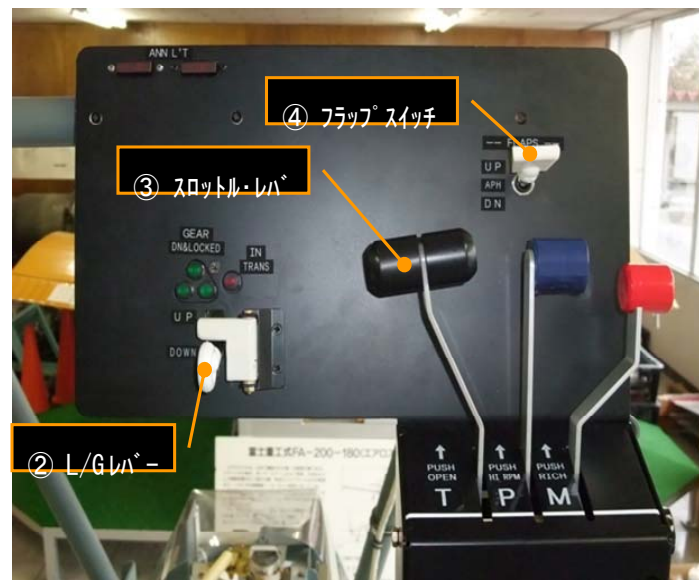
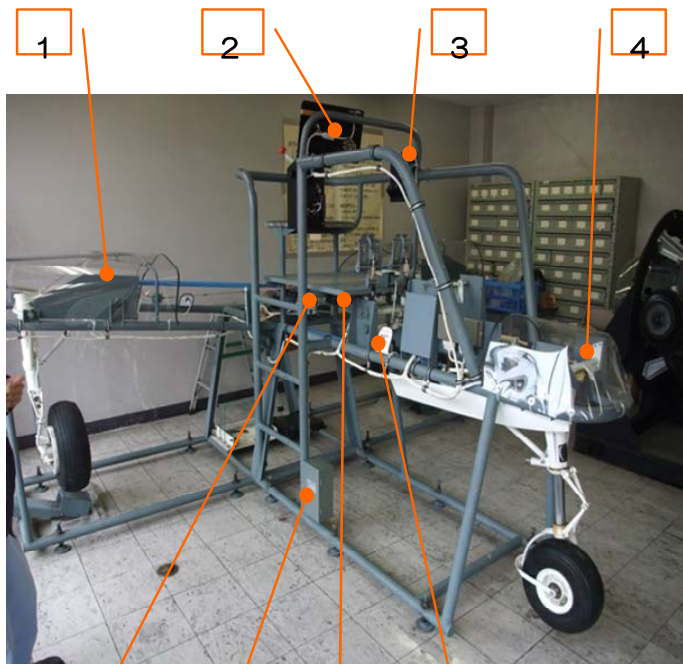
概要：事業用操縦士の飛行経歴要件のうち、2生地着陸を含む540km以上の機長としての野外飛行について、これまで学生の単独飛行で実施していた。

しかしながら、安全上の観点から、広範囲の空域の天候が長時間安定して良くなければ実施できず、気象条件が合うまで長期間訓練が中断されるケースが出てきた。

そのため、航空局と調整の上、自家用操縦士の飛行経歴要件である2生地着陸を含む270km以上の単独操縦による野外飛行を行った後に、教官同乗の下、機長として飛行させることとし、これにより、運航安全や学生の技量に加え訓練効率の向上を図ることが可能となった。

		旧シラバス		新シラバス	
フェース	科目	教育時間	備考	教育時間	備考
I	離着陸	4時間	単独技量認定 局地単独飛行	変更無し	
	空中操作	4時間			
	基本計器	1時間			
II	離着陸	7.5時間	局地単独飛行 SPIN訓練		
	空中操作	6時間			
	基本計器	4時間			
III	計器飛行方式	5.5時間	単独技量認定 単独による三角航法 単独生地技量認定 単独1生地野外飛行	5.5時間	単独技量認定 単独による三角航法 単独生地技量認定 単独2生地野外飛行
	航法Ⅰ	8時間		8時間	
	航法Ⅱ	12.5時間		13時間	
IV	計器飛行方式	2時間	単独2生地航法	2時間	540km野外飛行
	航法Ⅲ	14時間		13.5時間	
V	空中操作	2時間	総合訓練	変更無し	
	離着陸	2時間			
	基本計器	1時間			
VI	審査	5時間	最終技能審査		
合計		78.5時間		78.5時間	

航空大学校の訓練機における脚機構においては、モーターの回転軸に直結されたウォームギアが脚作動機構の歯車と噛み合い、脚の上げ下げを行っている。脚の上げ下げの途中で脚スイッチを逆操作させると歯車が強くかみ合って損傷を被ることがあり、その都度脚機構の整備点検が必要となる。学生訓練の初期の段階では学生の余裕もなく、しばしば逆操作にいたる事例がみられるため、脚作動に関わる安全システムまで含めて実機と同じ脚システムを視聴覚教材として整備し、脚の作動の手順や仕組みを学科課程の学生に熟知させることとしたものである。



操作パネル

脚下げに係る逆操作の回数の推移

年度	2005	2006	2007	2008
回数	4	5	6	5

脚機構教材外観

- |   |                |   |                |
|---|----------------|---|----------------|
| 1 | メインギアガード (2ヶ所) | 5 | パイロットランフ       |
| 2 | 計器版 (メイン操作部)   | 6 | 電源 BOX         |
| 3 | CB & BATT SW   | 7 | 警報ユニット         |
| 4 | ノーズギアガード       | 8 | 緊急停止スイッチ (3ヶ所) |

資質の高い学生の確保

1. 過去5年間の受験者数等の推移

入学年度	受験者数 〈出願者〉 (名)	対前年比	一次試験			二次試験			三次試験			最終倍率 (倍)
			受験 (名)	合格 (名)	合格率	受験 (名)	合格 (名)	合格率	受験 (名)	合格 (名)	合格率	
H17(52回生)	615	93.47%	598	318	53.18%	312	87	27.88%	87	72	82.76%	8.31
H18(53回生)	632	102.76%	618	317	51.29%	309	86	27.83%	84	54	64.29%	11.44
H19(54回生)	687	108.70%	660	346	52.42%	338	106	31.36%	104	72	69.23%	9.17
H20(55回生)	653	95.05%	630	346	54.92%	336	89	26.49%	88	72	81.82%	8.75
H21(56回生)	648	99.23%	614	348	56.68%	338	113	33.43%	109	72	66.06%	8.53

2. 過去5年間の就職率

平成21年5月1日現在

卒業年度	平成16年度 (49回生)	平成17年度 (50回生)	平成18年度 (51回生)	平成19年度 (52回生)	平成20年度 (53回生)
卒業生数	57名	63名	63名	63名	56名
就職者数	56名	63名	63名	63名	55名
就職率	98.2%	100.0%	100.0%	100.0%	98.2%

# 航空大学校総合安全推進方針

## 誓い

1. 「安全は全てに優先する」理念を基調に、教職員・学生一同は、不幸にして起こった過去の航大機事故の教訓を生かし、自ら律して航空安全の確保に万全を期することを誓う。

## 安全の確立

2. 航空安全はこれを支える安全管理システムの構築とこれに携わる人の安全意識の向上によって確立される。

## 安全管理システムの構築

3. 学校の組織・制度、規程・要領を適正に整備し、各部門の緊密な連携のもと業務が円滑に実施できる安全管理システムを構築する。また安全管理担当者の育成を行う。
4. 教官、整備・運用職員は、無理のない計画、入念な準備、ルーティンワークの確実な実施を基本に航空安全を確保する。

## 安全意識の向上

5. ヒューマンファクターは事故のもっとも大きな要因である。教官、整備・運用職員及び学生は、日常的な注意喚起をもって安全への緊張感を維持するとともに、安全教育、安全講習等によって安全意識の向上を図る。
6. 教官、整備・運用職員は安全への関わりと自らの役割の重要性を認識するとともに、現場における業務上の創意工夫を求め、評価し、広く安全対策に活用することなどにより、安全性を高めるとともに安全意識の向上を図る。

## 祈念の日

7. 7月11日を「航大安全祈念の日」と定め、同日を含む1週間を「航大安全週間」として、教職員・学生が安全への誓いを新たにする節目とする。

## 学生の安全教育

8. 学生の教育訓練においては、学生自らが単独飛行の基調として安全飛行の責任を有することを自覚させるとともに、将来エアライン機長として航空安全を担うための基礎知識と方法を教授し、パイロットとしての安全意識の育成を促す。

## 航空安全推進への寄与

9. 航空大学校と小型機を運航している事業者等との間において各々が持つ安全に関する情報等を積極的に交換することにより、わが国の操縦訓練の安全性向上を図る。

## 平成20年度安全業務計画

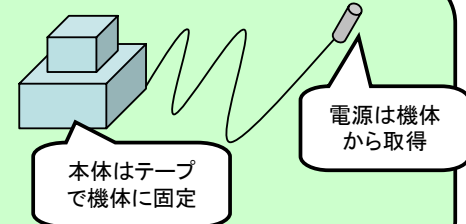
## 総合安全推進会議

	計画事項	実施要領	実施時期
1	安全業務運営の主導的役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>各校の環境及び課程等を考慮し、実効性／独自性が期待される安全業務計画の立案を促すよう各校安全委員会を指導する。</li> <li>同計画の進捗状況について半期毎に確認を行い、安全の達成度を把握・評価するとともに、職員等の安全意識の更なる啓蒙にあたる。</li> <li>円滑性及び実効性を高めるため、安全管理業務の要領について関係職員等に指導する。</li> </ul>	通年
2	総合安全推進会議の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>3校の横断的な連絡調整にあたる。</li> <li>安全管理体制を強化する観点から、安全管理規程をレビューする。</li> <li>運航関係職員等の間において情報の共有化を図る。</li> </ul>	通年
3	安全総点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>「航大安全週間」に、施設及び業務等に対する安全総点検を行う。</li> </ul>	7月
4	他機関との情報交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型機運航機関等と安全に係る情報交換を行い、飛行訓練における安全の向上に努める。</li> </ul>	通年
5	安全監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>各校に対し安全監査を実施する</li> </ul>	10月 (帯広) 12月 (仙台) 2月 (宮崎)
6	安全研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>JAL、ANA、自衛隊等において安全管理に係る研修を行い、安全管理担当者の育成を図る。</li> </ul>	年2回

概要

平成18年度の教育研究飛行において、訓練機の異常接近を避ける効果を検証するため、簡易型航空機衝突防止装置(P-CAS)を装着したが、航空法に規定される試験飛行等の許可を受けることなく航空の用に供した。

**航空局より嚴重注意(平成20年7月)**



要因分析

機体の修理・改造に関する法令解釈についての理解・確認が不足

- ・航空機の修理・改造等についての実務的な法解釈が十分でなかった。
- ・機器の取付方法や、研究飛行時のみの装着のため、恒久的な設置ではなく、改造との認識が希薄であった。
- ・機器の販売代理店への確認のみで、他に確認をしていなかった。

機器の取付方法について、関係課への照会・調整なし

- ・簡便な装着方法であったため、整備士と調整しなかった。
- ・教官室内でクローズしていた。
- ・航空機を用いた調査・研究に関する具体的な手順が定められていなかった。

再発防止策

- 法令遵守と安全意識の向上について全教職員に対して周知徹底
- 職場討議の実施
- 関係法令の実務的な解釈についての説明会の実施
- 外部専門家による特別講習会の実施
- 関連情報について積極的な収集と共有化

○教育研究飛行を実施する場合の具体的な手続き方法について規程を整備

これらの措置について、規程類の整備や専門家による講習会も含め、平成20年8月5日までに全て実施。

## 民間操縦士養成機関連絡会議の開催状況

	開催月	テーマ	出席機関数
第1回	H18. 6	①今後の操縦士養成について ②パイロット人材養成の目標	15
第2回	H19. 2	①指定養成施設の審査について ②座学視聴覚教材等の活用について	20
第3回	H19. 12	①各大学の養成計画について ②主な航空会社の操縦士採用計画について	20
第4回	H21. 3	①航空会社の乗員採用計画の現状について ②使用事業者の操縦士養成について ③航空大学校の支援について ④各大学の養成の進捗状況について	17

## 航空思想の普及、啓発のための行事

### イ. 「空の日」行事等

○ 航空大学校「空の日」行事は、3校とも恒例の行事として地域に浸透しており、今年度も地域との融和を図り様々なイベントを実施した。

**宮崎本校** 宮崎空港「空の日」行事に参加し、「航空教室」「紙ヒコーキ大会」「受験相談」「機材展示」等を実施し、地域との融和、PRに努めた。

**帯広分校** とかち帯広空港「空の日」記念航空まつりに参加し、「訓練機体験搭乗」「紙ヒコーキ大会」等を実施し、地域との融和PRに努めた。

**仙台分校** 仙台空港「空の日」行事に参加し、「航空教室」等を実施し、地域との融和、PRに努めた。

### ロ. 航空教室の開催等

#### 宮崎本校

実施日	行 事 等	参加者数
20年 7月26日	宮崎科学技術館「航空教室」 (航空教室)	30名
7月30日	花山手A地区子供会 (市民航空講座)	61名
8月 3日	宮崎山形屋旅行サロン (航空教室)	51名
8月 4日	宮崎県立南高等学校 (航空教室)	7名
8月 6日	清武町西新町子供・老人会 (航空教室)	20名
9月17日	清武小学校 (市民航空講座)	15名
11月19日	生目台中学校 (市民航空講座)	21名
12月13日	宮崎科学技術館「航空教室」 (航空教室)	30名
21年 3月10日	都城市立笛水中学校 (航空教室)	26名



## 帯広分校

実施日	行 事 等	参加者数
20年 6月 4日	帯広市政策推進部 (市民航空講座)	5名
6月 25日	二水会 (帯広市内官公庁等の長) (市民航空講座)	27名
8月 6日	帯広市航空機安全対策委員会 (市民航空講座)	8名
9月 6日	第3回とかち帯広アカデミーフェスタ (航空教室)	200名
10月 23日	帯広市立西陵中学校 (航空教室)	4名
10月 29日	帯広市立帯広第7中学校 (航空教室)	37名
11月 6日	帯広ひまわり幼稚園 (航空教室)	80名
11月 12日	音更町立下音更中学校 (航空教室)	4名
12月 26日	以平・泉地区町内会員 (市民航空講座)	8名

## 仙台分校

実施日	行 事 等	参加者数
20年 7月 25日	武者クリニックデイケアメンバー (市民航空講座)	24名
8月 5日	友好都市尾花沢市小学生 (航空教室)	48名
10月 29日	大和町立大和中学校 (航空教室)	1名
12月 1日	宮城県立泉館山高校 (航空教室)	4名

## ハ. その他

- 宮崎本校：福岡空港スカイフェスタ 2008(20.9.20)及び子供霞が関見学デー(20.8.20-21)へのブース出展をはじめ現職エアラインパイロットの航大OBとの交流会や地域コミュニティの見学・親睦等を行い地域との融和、PRに努めた。また、MRT宮崎放送の企画番組「夢を翔ぶ～空の先駆者 後藤勇吉」(21.2.28 放送)及びNHK宮崎放送局制作「パイロットを目指して」(20.6.10)生放送等への取材協力を行い、PRに努めた。
- 帯広分校：帯広少年院、帯広畜産大学等地域コミュニティの見学・親睦等を行い地域との融和、PRに努めた。また、NHK帯広放送局制作の女性訓練生取材に協力し、PRに努めた。
- 仙台分校：本校と連携し子供霞が関見学デー(20.8.20-21)へのブース出展、岩沼研修センター管制研修生等地域コミュニティの見学・親睦等を行い地域との融和、PRに努めた。

## 予算、収支計画及び資金計画の年度計画額に対する実績額の差額

## 【別紙1 予算】

## (1) 収入

## ①施設整備費補助金 ▲7百万円

施設整備に係る契約差額等による減である。

## ②業務収入 +84百万円

臨時利益及び雑収入等による増である。

## (2) 支出

## ①教育経費 +92百万円

運航経費増加等に伴う執行増による増である。

## ②人件費 ▲46百万円

人事交流による新陳代謝及び執行残等の減である。

## ③施設整備費 ▲7百万円

前記「予算(1)①」と同じである。

## ④一般管理費 ▲8百万円

抑制努力による執行残等の減である。

## 【別紙2 収支】

## (1) 費用の部

## ①一般管理費 ▲74百万円

施設整備に係る契約差額等の減(▲7百万円)、施設整備費での資産取得による費用に計上されない額(▲44百万円)、固定資産当期増加額で費用に計上されない額(▲15百万円)及び抑制努力により執行残(▲8百万円)等による減である。

## ②減価償却費 +6百万円

減価償却費の増である。

③教育経費 +110百万円

主として、運航経費増加等に伴う執行増による増である。

④人件費 ▲46百万円

人事交流による新陳代謝及び執行残等の減である。

⑤財務費用 +1百万円

ファイナンスリースによる支払利息の増である。

⑥臨時損失 +3百万円

固定資産の除却損(+2百万円)、航空機部品の売却損(+1百万円)による増である。

(2)収益の部

①運営費交付金収益 ▲63百万円

運営費交付金債務の額(▲45百万円)、固定資産の見返金(▲18百万円)等による減である。

②施設費収益 ▲51百万円

施設整備に係る契約差額等の減(▲7百万円)、施設整備費の資産取得により費用に計上されない額(▲44百万円)等による減である。

③業務収益 +1百万円

政府受託収入等の増である。

④資産見返運営費交付金戻入 +13百万円

たな卸資産の今期使用額及び評価損等による増である。

⑤資産見返物品受増額戻入 +17百万円

国から引継いだ、たな卸資産の今期使用額及び評価損等による増である。

⑥雑益 +12百万円

雑収入等による増である。

⑦臨時利益 +71百万円

臨時利益による増である。

### 【別紙3 資金計画】

#### (1) 資金支出

① 業務活動による支出 +167百万円

人件費及び一般管理費の執行残、業務経費の執行増(+93百万円)、支払利息の増(+1百万円)、貯蔵品の減(▲33百万円)及び未払金等の支払年度と発生年度の相違等(+106百万円)による増である。

② 投資活動による支出 +18百万円

一般管理費及び業務経費による固定資産の取得等による増(+77百万円)及び未払金等の支払年度と発生年度の相違等(▲59百万円)による減である。

③ 財務活動による支出 +11百万円

ファイナンスリース返済による増である。

#### (2) 資金収入

① 業務活動による収入 +88百万円

雑収入(+12百万円)、臨時利益(+71百万円)、未収金等の入金年度と発生年との相違等(+4百万円)による増である。

② 投資活動による収入 ▲2百万円

施設整備に係る契約差額等の減(▲2百万円)による減である。

平成20年度随意契約内訳

【資料 3-2】

	件名	請負事業者	年度内の支出	契約実績額(円)	移行困難な理由	今後の見込み
1	航空大学校語学実習装置賃貸借(44カ月契約)	アボック(株)	10,836,000	39,732,000		平成24年1月以降競争契約に移行
2	電話設備の賃貸借及び保守契約(36カ月契約)	(株)山田電設	995,400	2,986,200		平成23年4月以降競争契約に移行
3	電子複写機の賃貸借契約	富士ゼロックス(株)	1,156,680	1,156,680		平成21年度競争契約移行済み
4	航空大学校教育用電子計算機賃貸借(35ヶ月契約)変更後12ヶ月延長(47ヶ月)	アボック(株)	942,480	3,691,380		平成24年4月以降競争契約に移行
5	共済組合電子計算機の賃貸借(18ヶ月契約)	日立キャピタル(株)	665,280	997,920		平成21年10月以降競争契約に移行
6	電子複写機の保守契約	富士ゼロックス(株)	2,167,443	2,167,443		平成21年度競争契約移行済み
7	航空大学校学生募集広告掲載作業(月刊エアライン)	イカロス出版(株)	1,346,625	1,346,625	市場調査の結果、同類他誌と比較して発行部数が多く、当校在校生の中でも入学前の購読者が最も多く広告効果が期待できるため	未定
8	入学試験職務適性分析・評価試験の実施	日本エス・エイチ・エル(株)	5,733,262	5,733,262	当校と共同で研究を行っており、入学試験時と卒業時の相関関係を見るものであり一定の効果が出ているが引き続き経過を見るため	未定
9	人事情報処理システムプログラム改修等作業	未来情報開発(株)	2,247,000	2,247,000		今後の予定無し
10	水道使用料	宮崎市水道局	3,010,757	3,010,757	供給相手方が1者のみであるため	随意契約を行う
11	専用通信料	西日本電信電話	3,664,129	3,664,129	接続相手方(航空局)が請負事業者の回線を利用しているため(運用課FIHS回線)	随意契約を行う
12	専用通信料	東日本電信電話	2,015,628	2,015,628	接続相手方(航空局)が請負事業者の回線を利用しているため(運用課FIHS回線)	随意契約を行う
13	専用通信料	NTTコミュニケーションズ	1,925,136	1,925,136	接続相手方(航空局)が請負事業者の回線を利用しているため(運用課FIHS回線)	随意契約を行う
14	インターネット接続使用料	北海道通信網	1,155,000	1,155,000		平成21年度競争(複数年)契約移行済み
15	水道料	岩沼市水道局	4,065,506	4,065,506	供給相手方が1者のみであるため	随意契約を行う
	合計		41,926,326	75,894,666		